法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-09

明治14年政変前・後における政府新開発刊論について ： 福沢の『時事新報』創刊との関連として

長尾, 政憲 / NAGAO, Masanori

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
35
(開始ページ / Start Page)
56
(終了ページ / End Page)
72
(発行年 / Year)
1983-03-24
(URL)
https://doi.org/10.15002/00011677

Hosei University Repository

明治一四年政変前・後における政府新聞発刊論について

――福沢の『時事新報』創刊との関連として――

長尾政憲

はじめに
一、大隈参議『法令公布日誌』創定の建議
二、福沢の対政府接近と公報日誌社設立計画
三、一四年政変と福沢の『時事新報』創刊
四、山県参議『官報』発行の建議
五、井上毅の官報新聞発行意見
六、日報社の福地源一郎の誤算
むすびにかえて

はじめに

一、明治一四年政変については近時異なった側面から多くの研究が進められた。その結果、六年の征韓論政変につづく四雄藩勢力の離合集散や勢力交代の表現として、藩閥政権の純化過程のゴールとされると同時に、この政変の特異性は自由民権運動に対応する政府の一定の譲歩でありとし、明治憲法体制に向けての政府路線確立の始期とされている。(1)

二、ところで、政変前の一三年四月と一四年三月の二回にわたり、大隈筆頭参議が建議して裁可をえた政府新聞『法令公布日誌』創刊については、伊藤・井上両参議の賛同のもとに、福沢諭吉がその発行引請けを要請され、福沢はこれを承諾して公報日誌社設立の準備を進めたのである。

一四年政変で伊藤らは大隈参議ならびにその与党（中に三田系の官僚を多く含んでいた）を一挙に排除し、右の政府新聞も流産となった。

これに対し、政変後に成立した伊藤参議を主軸とした薩長藩閥政権の中で、新たな政府新聞として参事院議長、山県参議が一五年三月頃建議したのが『官報』である。（福沢の『時事新報』は同年三月創刊）

こうして、一四年政変の前と後と二回にわたって政府新聞が計

Hosei University Repository

画され、後者が実現して今日に及んでいる。(2)

三、なお、『官報』創刊にあたっては、法制官僚としては平田東助と井上毅が案をねったが、新聞人としては福地源一郎が日報社をその発行社とすべく画策した。結局は文書局（のち官報局）・印刷局など政府機関のみの力で発行されるに至り、福地は大きな誤算をしたのである。

四、関連史料としては、国立公文書館内閣文庫に保存されている明治一三・四年の「大隈参議建議法令公布の日誌を創定の件、公報日誌創定に付布告類下達方并日誌取扱内規則案、日誌社へ命令書案并布告案」等の関係書類、ならびに「自明治一五年至同一六年公文別録太政官(3)」に主としてよった。

もともとこの小論は年来継続してきた福沢屋諭吉研究の上で、その終期を画するものとして探ってきたものである。(3) 政府新聞は新聞史上で関説するものはあっても特論のない分野である。(4) いろいろな面からご叱正をえたい。

一、大隈参議『法令公布日誌』創定の建議

一、大隈参議建議法令公布の日誌を創定の件について（明治一三年四月）

この一件書類は、最初に次の裁可文書を収めている。

一法令公布ノ日誌ヲ創定スル之事

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治十三年四月廿二日

太政大臣　三条実美　㊞

明治一四年政変前・後における政府新聞発刊論について（長尾）

左大臣　熾仁親王　㊞

右大臣　岩倉具視　㊞

「可」

参　議　大隈重信　㊞

（以下、参議大木喬任・寺島宗則・山県有朋・伊藤博文・黒田清隆）

とある。

これにより、一三年四月二二日付で、「法令公布日誌」創定が裁可をえたことが判明する。

その原案である大隈参議の建議は、

雑九号　明治十三年三月廿二日

大隈参議建議法令公布日誌ヲ創定スルノ事

右回議ニ供ス

とあり、太政官用紙を用いた文書に、大臣の花押、参議の印を押したものがある。この回議書の本文はやや長文であるが余り知られてないので原文のまま引用しておこう。

法令公布ノ日誌ヲ創定スルノ議

現今法令頒布ノ方法タル毎号印刷ノ後之ヲ各官庁ニ送達ス而シテ里程ノ遠近ニ従テ到達ノ日限ニ多少アリ郵便漸ク拡張整備シタルノ今日ニ方テ夫ノ布告到達期限ト新聞紙雑誌雑報等ニ就キ人民ガ実際ニ布告布達ヲ聞知スルノ日トハ大ニ懸隔アリ其弊タルヤ事実法律ヲ知リタルノ日ト法律上ニ於テ知リタル日トノ中間ニ於テ動モスレバ法ノ際ニ立チ其検束ヲ遁レ以テ法律ノ力ヲ薄フス曾テ太政官日誌廃止〔筆者註、明治一〇、一、二二廃刊〕以来ハ官員ノ任免賞罰等ヲ汎ク人民ニ公知セシムルノ法ナシ、新聞紙雑

Hosei University Repository

誌雑報等之ヲ記載スト雖モ是レ人民ノ探偵伝聞ヲ以テ記載スルモノニシテ法アリテ政府ヨリ公然記載セシムルモノニアラス又諸新聞雑誌雑報ノ国事ヲ論議スルヤ往々法令ノ趣旨ヲ了解セス政府ノ考案ヲ聞知セス漫ニ速了皮想ノ見解ヲ下タシ法令ヲ評論スルモノ鮮ナカラス故ニ今方ニ法令公布ノ日誌ヲ創定シ凡ソ政府ヨリ下達スル法令ハ該日誌ヲ以テ布告スルモノトセハ前陳ノ弊ヲ洗除シ併セテ法律頒布ノ方法ヲ改良スルニ足ラン欧洲諸国ノ例ヲ案スルニ「シュールナールオヒシュー」ト云ヒ「モニトオール」ト云ヒ「ガゼット」ト云ヒ其名称ニ異同アリト雖モ皆特ニ政府ヨリ保護スル公報ノ日誌ニシテ之ニ依テ法令ヲ頒布シ併セテ法令ノ制定若クハ改正ノ理由ヲ知ラシムルモノトス是ニ因テ公報日誌ト題スル一誌社ヲ創立シ該日誌社ト約条書案〔并ニ布告案(抹消)〕ヲ左ニ起草シ謹テ上裁ヲ仰ク頓首

明治十三年三月廿二日　　参議大隈重信

太政大臣三条実美殿

この大隈の建議書には、あとで山県の『官報』に関する建議が述べているような、民権論の高揚に対抗する攻撃的姿勢は少なく、政府の主義・政策・方針を明示しようとする積極的意図も穏やかである。

そこでは、従来の「法令頒布ノ方法」、すなわち、法令発表→各地到達（日限に相違あり）→謄写印刷→管内掲示、という布告類下達方法が、郵便の発達した現状にマッチせず、そのため一般新聞紙や雑誌などで人民が布告布達等を聞知する方が早いという弊があり、それにより法律の力を弱めることを是正しようとしている。

政府新聞創刊の目的としては、その上にさらに、従来新聞・雑誌等が「往々法令ノ趣意ヲ了解セス、政府ノ考察ヲ聞知セス漫ニ速了皮想ノ見解ヲ下タシ法令ヲ評論スル」ものがあるので、「法令ヲ頒布シ併セテ法令ノ制定若クハ改正ノ理由ヲ知ラシメル」ことを挙げ、そのために、「公報日誌社」という会社を設立し、この会社と約条書を結ぶ、としている。

二、以上の回議書にしたがって「公報日誌社」との間にとりかわされる約条書案は、つぎのとおりで、一―一四条に及んでいる。

公報日誌社約条書案

第一条　公報日誌ハ之ヲ逐号毎日刊行発兌シ政府ヨリ人民若クハ官庁ニ向テ公達スル法令規則若クハ訓状官職任免ノ事ヲ記載セシムル為メ政府ヨリ特別ノ管護ヲ加ヘテ成立スルモノトス

第二条　公報日誌ハ毎号之ヲ官報ト私報トノ二部ニ区分ス

第三条　官報ノ部ハ該当ノ官庁例ヘハ太政官布告掛ヨリ下付スル文案則チ法令規則訓状及ヒ任免ノ事ヲ記載スベキモノトシ其記事ニ就テハ総テ該官庁担保ノ責ニ任ス

第四条　私報ノ部ハ政事上若クハ学術上ノ論説記事ヲ記載シ其文案ハ公報日誌社之ヲ編纂シ予シメ該当官吏仮ニ太政官布告掛トス故ニ以下ハ単ニ布告掛トノ検閲ヲ経タル上発表スベキモノトス然レモ其論説記事称スニ就テハ該社担保ノ責ニ任ス

第五条　法令規則等大部ニシテ一日ノ官報部内ニ記載シ尽サヾル片ハ翌日休暇日ヲ除ク引続キ記載スベキヤ又ハ私報ノ部ヲ省キ全紙面ヲ官報ノ部ト為スベキヤ或ハ数紙ヲ増刷シテ一日ニ悉皆記載ス

Hosei University Repository

ベキヤハ総テ其時々布告掛ノ指揮ニ遵フベキモノトス

第六条　公報日誌中報告ノ一部ヲ設ケ諸広告引札類ヲ登録スルヿヲ得

第七条　公報日誌社ノ主幹ハ布告掛ニ於テ之ヲ任免シ編輯人並ニ印刷人以下ノ役員ハ布告掛ノ許可ヲ受ケ該社主幹之ヲ任免ス

第八条　公報日誌社ハ創業資本金トシテ金　円ヲ布告掛ヨリ何年間無利息ニテ借用シ該社所有ノ動産不動産ヲ以テ其抵当ト為スモノトス

但借用証書ハ別ニ調製シ成規ノ公証ヲ受ケタルモノヲ以テ本書ニ添ヘ置クベシ

第九条　前条ニ掲クル借用金ハ公報日誌社開業ノ日ヨリ何年賦ニテ年々何程宛返納スベシ

第十条　布告掛ノ貸付金悉皆返納済ニ至ル迄ハ官報ノ部記事ノ為メ別ニ政府ヨリ代金ヲ払フヿナク悉皆返済ノ後ハ更ニ約条ヲ以テ相当ノ代金ヲ払フベシ

第十一条　公報日誌社ハ本誌ノ外法令規則訓状ノ正条ノミヲ其頒布下達ノ月日及ヒ号数ヲ逐ヒ同月日ノ頒布ニ係ルモノヲ一紙若クハ数紙ニ印刷シ之ヲ公布録ト名ケ以テ公私ノ需要ニ応シ発売スルヿヲ得

第十二条　公報日誌及ヒ公布録ハ毎号金何銭以内ヲ以テ定価トシ紙葉ノ多少ニ依テ増減スルヿヲ得ス

第十三条　政府ハ官庁所用ノ為メ公報日誌毎号何部〔朱字四千〕以内〔上〕公布録毎号何部以内〔朱字、上〕ヲ購求スベシ

第十四条　公報日誌及ヒ公布録ハ寸法配達ノ方法等ハ布告掛ノ指揮ニ遵ヒ之ヲ定ムベキモノトス

以上ノ各条ハ布告掛ト公報日誌社トノ間ニ互ニ協議一致シテ結約スル所トス　依テ双方ノ理事人之ニ記名調印シテ後証トス云々

この約条書案の要旨は、次のとおりである。(1)公報日誌は日刊紙である。(2)毎号が官報の部と私報の部にわかれ、官報の部は、太政官布告掛などの官庁から下付する文案（法令規則、任免など）を載せ、私報の部は、政事、学術などの論説記事を公報日誌社が書き、官吏の検閲を経て発表する。(3)日誌社の人事は、主幹は布告掛が直接任免し、編集人・印刷人以下の役員は布告掛の許可をえて、日誌社の主幹が任免する。(4)日誌社の創業資本金は、布告掛から数年間無利息で借用し、年賦にて年々償還する。(5)（後の『法令全書』にあたる）法令の公布録の発売。(6)公報日誌と公布録の政府買上げ、などを、布告掛と公報日誌社間で結約しようとするものである。

三、四月二一日付で、布告達類下達の義改正布告案と公報日誌管理内規案が回議に付された。原文は省略し、要旨を述べると、主管部課として内閣書記官局の布告課が予定せられ、そこから毎号の官報部内に掲載する公文が下付され、また私報部内の記事論説が検閲をうける（第一条）。主管は参議の若干が長となり、課長以下を置く（第二条）。課員には、内閣書記官と太政官各部書記官から出向させ、専門の分任を兼務させる（第四、七条）。以下一三条にわたっている。

四、第二次上申の日誌社へ命令書案并布告案について（一四年三月一一日裁可）

Hosei University Repository

この裁可書は、三月七日付の上申書

昨十三年四月廿二日ヲ以テ裁可ヲ得タル法令公布ノ日誌創設ノ儀今般更ニ日誌社トノ条約書案ヲ修正シテ命令書案トナシ其他布告案等ヲ取調再タヒ高裁ヲ仰ギ候也

をうけたものである（官申三〇号）。

この命令書案を前年の約条書と比べると、

第一、二、三条は、「公報日誌」を「某日誌」としたほかは同文である。（以下之に準ず）。

第四条は、「私報ノ部ハ政事上若クハ学術上ノ論説記事ヲ記載シ」の部分を、「政事経済若クハ学術上ノ…」と修正したほか、つぎのように変更を加えている。

〔約定書案〕……ノ検閲ヲ経タル上発表スヘキモノトス、然レトモ其論説記事ニ就テハ該社担保ノ責ニ任ス

〔命令書案〕……ノ検閲ヲ経タル上記載スヘキモノトシ其至急ヲ要スルノ場合ニ於テハ逐一成文ノ検閲ヲ経ス其趣旨ヲ布告掛ニ申報シ其承認ヲ得テ文案ヲ編纂シ直ニ記載スルコトヲ得、而シテ何レノ場合ヲ問ハス私報部ノ記事ニ就テハ某社担保ノ責ニ任スヘシ

これにより、私報の部の記事は、某社の担保の責任とされながらも、政府の、具体的には太政官布告掛の検閲をえ、若しくは緊急のばあいはその趣旨を報告して承認をえることが義務づけられている。

第十三条「政府ハ官庁所用ノ為メ」購入する日誌の部数について、約定書案では、

日誌毎号何部〔朱字四千〕以内〔上〕、公布録毎号何部以内〔朱字、以上〕ヲ購求スベシ

とあったのを、命令書案では

日誌毎号五千部、公布録毎号三千五百部ヲ購求スベシ

とし、部数をふやす方向で確定している。

このようにして、法令公布日誌は、明治一四年三月一一日付をもって、日誌社への命令書案并布告案の裁可をえたので、いよいよ実施に移れる段階にまで来たのであるが、政治情勢の変化から、いつのまにか沙汰やみとなってしまったのである。

以下その間の事情を公報日誌社設立を要請された福沢の側から追ってみよう。

二、福沢の対政府接近と公報日誌社設立計画

一、福沢の『法令公布日誌』発行引請け

この点の経緯については、『福沢諭吉全集』巻一七所収の井上馨・伊藤博文両参議あて福沢書簡(5)（14・10・14、同10・29）、ならびに『福沢諭吉伝』第三巻(6)に詳しいので、要旨を述べるにとどめよう。

福沢への交渉は、内談の形で、一三年一二月初旬、井上外務卿よりその腹心の中上川彦次郎（公信局長、福沢の甥）(7)を通じて始められ、二四・五日ころには大隈参議宅で三参議と会同、直接発行引請けを勧められた。

翌一四年一月某日、ことわるつもりで井上宅を訪問した福沢は、政府が国会開設の意向をもっていることを打明けられ、鹿児

Hosei University Repository

島参議は傍観的だが、三参議は約束して不動である、と語られた。福沢はその場で新聞紙発行のことを承諾した。

ついで一月一七・八日ころ三参議の熱海会談へ行くについて、井上から諸意の確認を求められた。ついで二月某日、大隈の帰京後宅訪し、井上の説との符合を確かめた。以後、大隈と「発兌の法方、時限、入費等の事に付細目を談論」し、奏議許可の写も一見した。

しかし、それ以後となると、「官より私社へ嘱託の権限等」につき改訂を乞う等はおこなったが、進渉がおそくなり二、三月が打過ぎた。

こうして前述の一四年三月の日誌社へ命令書案并布告案に関する裁可書が上申されたのである。

二、福沢の対政府接近

伊藤正雄『福沢諭吉論考』には、宮武外骨収集資料の紹介として、「一〇年代前期におけるジャーナリズムの福沢批判」を載せている。これには端的に一〇年以前においては福沢は自由思想家の第一人者であったが、以後、世上に自由民権運動が高まるに及ぶと、「官民調和論」を標榜して時代の推進力から牽制力に転じたと評している。[8] 福沢の対政府接近の事例を挙げると、

慶応義塾維持資金借入れの対政府願出（一一年末提出、一二年六月取り下げ）は、新設の東京学士会院（一二年一月創設）への積極的参加（一四年一二月辞任）と時期的に重なるが、文部卿西郷従道と大蔵卿大隈には一時諒解を取付けた。[9]

福沢が甥の中上川彦次郎を井上工部卿の秘書的職務に送りこみ（一一年七月末）、矢野文雄を大隈大蔵卿に推挙し（同月）、[10] つづいて尾崎行雄・犬養毅らも大隈のもとに送られ、一四年に新設された統計院に配置された。

明治一一年一二月、東京府会議員に選出された福沢は、翌年一月の開会で副議長（議長には福地源一郎）に選ばれ、多忙に堪えずとして辞任、一三年一月二八日には議員をも辞職し、その間一回も出席しなかった。これにつき福沢は府知事からの話もあり、出る気は最初よりなく名目だけの議員を引受けた、と弁じている。[11]

三、福沢の『公布日誌』引受けの真意

主題の政府新聞の企画はどこから出たか明確でないが、三参議のうち大隈が矢野に建議の草案を作らせ、井上が中上川を使者に任じたに対し、伊藤は主役でないようである。

福沢はその発行を引受けた本意として、「天下の駄民権論を圧倒し、政府真成の美意を貫通せしめんとする丹心」と述べている。[12] これは一一年の『通俗民権論』、『通俗国権論』（七月・一〇月）、一二年『民情一新』（六月）と「郵便報知新聞」に掲載された藤田茂吉・箕浦勝人署名の形での『国会論』（当時義塾出版社発行の日刊『民間雑誌』は一一年五月で廃刊していた）から、一四年四月の『時事小言』につながる官民調和論を、政府新聞創刊によって国論化する絶好の機会が到来したものと福沢が考えたこと、大隈ら政府側もそれを期待したことを意味するものであろう。

四、情勢の変化と岩手県令島惟精の登場

一四年四月ころ、福沢が伊藤を宅訪し、新聞について尋ねたと

Hosei University Repository

ころ逆に伊藤から成りゆきをきかれて不審をおこした、と福沢は書いている。

実は伊藤は遠路岩手県令島惟精に使を遣わして、新設される新聞社の社主になることを勧めていたのである。現職の県令として治績もあがっている島としては、資金面での不安をあげて辞退の意志を表明している。[13]

伊藤と大隈の間には、国会開設意見の相違から、離隔、対立の傾向が、この四月段階からきざして来て、伊藤の島県令への交渉となったものと察せられる。

五、福沢の新聞社開設準備の進渉

福沢が新聞発行の話をした者は、一三年末神戸から呼んだ箕浦勝人が早く、実務者としての意見を徴したものらしい。小幡篤次郎・阿部泰造・矢野文雄らに相談し、小泉信吉に内話し（一四年六月中旬）[14]、資金では岩崎弥太郎にも話しをしかけた。[15]中上川には社の経営にあたるため、外務省を辞する用意を命じた。

三、一四年政変と福沢の『時事新報』創刊

一、伊藤・大隈間の阻隔

一四年三月、左大臣有栖川宮の督促をうけ提出された大隈の憲法意見（矢野文雄起草）は国会開設急進論と英国流議院内閣制に立つもので、宮から内示された岩倉を驚かせた。[16]伊藤が岩倉から大隈意見書のことを聞き、「三条太政大臣ニ乞テ陛下ノ御手許ヨリ内借一読ノ上自写之」したのは六月二九日。伊藤は三条に七月一日、岩倉に二日、詰問状を出し辞意を申出た。[17]

この間、前年一一月末以来清国出張していた井上毅は三月四日帰朝し、政府顧問独人ロエスレルの助言を受けた成案を岩倉に提出、岩倉はそれを土台として七月憲法制定の基本方針を上奏し、大綱領・綱領・意見（第一―第三）を添えた。他方、井上は伊藤に接近し、七月五日「上伊藤参議書」でプロシア流憲法論を進言、一二日には「福沢ノ交詢社ハ即チ全国ノ多数ヲ牢絡シ政党ヲ約束スル最大ノ器械」なりと福沢排撃を伊藤に勧告した。[18]

大久保政権のあとを継承し、開明派官僚として相助けてきた伊藤・大隈の協調ラインは破れ、岩倉・伊藤・井上（毅）ラインと大隈との対立は決定的となっていった。

二、開拓使官有物払下げ問題と福沢

開拓使長官黒田参議が開拓使官有物払下げを申請、二九日奥羽、北海道巡幸直前の天皇から聴許をえて決定。八月一日公表された。『東京横浜毎日新聞』が「関西貿易商会ノ近状」と題し、七月二六日から三日間連載したのをトップに、『郵便報知』『朝野』『東京曙』など次つぎと政府を攻撃し、福地の『東京日日』までが攻撃に転じた。

福沢じしんは「今の政府の仕組なれば何も珍らしからぬ挙動」と冷静であったが、三田の壮年輩は雑誌『中立政党政談』を発行して盛んに反対し、明治会堂などで、政談演説をなし、地方にも出演するものがあった。塾出身の矢田績は、福沢にこの払下問題の本拠は函館にあるからそこを突けと言われ、三菱の世話で弁士として活動したと言っている。[19]

この官有物払下げ問題を、大隈が政府の機密を洩らし民権家と

Hosei University Repository

相応援するものとなす大隈陰謀説は、黒田ら薩摩参議から出たらしい。[20] 三菱・福沢が大隈の黒幕にあり、と見なされたが、当の大隈・福沢は全く防御策を講じていなかった。

三、一四年政変の結末

一〇月一一日御前会議で立憲政体に関する方針、官有物払下げの中止を決定、一二日伊藤・井上毅がかねてから主唱した詔勅を発し、国会開設時期を二三年と決定し憲法欽定の方針が明らかにされた。大隈参議・河野敏鎌農商務卿が免官となり、つづいて、矢野、小野梓、犬養、尾崎らも免官となった。小松原英太郎（外務少書記官）は免官となったが復職し、三田系でありながら『官報』創刊の主幹となった。

四、『時事新報』の創刊

時事新報は、上述した公報日誌社の設立準備が一四年政変で流れた結果、純民間新聞社として一五年三月一日、第一号を発刊されたもので、中上川彦次郎が慶応義塾出版社（一七年三月時事新報社と改称）長に就任、福沢はその主宰として論説を執筆した。

中上川が本山彦一に出した書簡によると、[21] 三人の参議は「福沢に金を渡して大新聞を発行せしめ万一後日に至りて戈を倒にするが如き事ありては由々しき大事なりとて少し尻込み」始めたとしているのは、一四年四月頃の伊藤の態度不審に関連するものであろう。これを遺憾とした福沢は「彼等の力を借らず独立に一新聞を起す」計画を立てている折りから一〇月の政変となった。中上川の方が福沢よりも熱心で、新聞発行のため公信局長辞職願をいち早く提出した。「創業以来月々唯損毛のみ打続くよりして福沢先生の不機嫌一方ならず」の状態であったが、漸次新聞界での地位も高まり、「日本第一の新聞紙」となりえるに至った。

五、『時事新報』の編集方針

福沢は第一号紙上に発兌之趣旨を述べた。[22] この新聞は、近時の文明を記して此文明に進む所以の方略事項を論じ日新の風潮に後れずして之を世上に報道せんとするものである。塾の卒業生三五〇〇は、建学精神の「独立不羈」のもとに結合しているが、このことばは、日本国の独立を重んじ、国権を強くするにある。国会の開設も政府の威権を強大にし民力を一処に合集し、以て国権を皇張するので賛成したのである云々。

福沢は編集上、財政上、独立をたもち、義塾を基盤として新聞活動をおこなった。

時を同じくして、大隈は立憲改進党を結成したが、右の発兌之趣旨で政党との無関係を宣言した福沢の姿勢は、かつての「大新聞」が次つぎと政党機関紙に転身していく中で際だって目だったのである。[23]

福沢として警戒すべきことは改進党機関紙とみられることにあった。矢野、犬養、尾崎らが復帰して三田色を強くした『郵便報知』が改進党機関紙となったので、それとの区別を明確にすることが必要であった。とはいえ、『時事新報』は、政治的には改進党に近いが、政治第一主義でなく経済に主眼を置き、中立新聞として重きをなしていった。編集、営業の幹部が全部慶応出身者であったのも大きな特徴であった。

おそらくこうした編集方針や経営方針は『公報日誌社』が実現

Hosei University Repository

したばあいも或程度共通したであろうが、一四年政変の渦中人物としてなめた痛烈な体験は独立不羈と中立を信条とする福沢の決意をより固くさせたであろう。それにしても、後述する福地に比べ新聞人としては新人である福沢の方がジャーナリストとしての識見はより適確であったといえよう。

四、山県有朋の「官報」発行の建議について

一、一四年政変のさい、山県有朋は参謀本部長兼参議であったが、一五年二月、参謀本部長を辞し、参事院議長に就任した。参事院は「太政官ニ属シ内閣ノ命ニ依リ法律規則ノ草定審査ニ参預スル所」（太政官達八九号、第一条）で、従来の太政官中の六部に代わり、法律規則、布告・布達の立案、審査を任務とし、法制局の前身として、広汎な権限をもつものであった。初代議長伊藤博文が憲法調査のため渡欧する後をうけた山県は、一六年一二月参事院議長を辞し、内務卿に就任、一七年二月参謀本部長を兼ね、政務・軍務を兼ね行うことになり、更に一八年一二月太政官制が廃止され、内閣制が創設されると、伊藤内閣の内務大臣に就任し、警察制度や地方制度の整備に業績をあげた。以後の山県が軍・政両務にわたる強固な権勢をえるに至る過程の中で、この参事院議長期はわずか二年に満たないが重要な時期であった。[24]

二、この時期に山県の名で出された意見書は、一一通に上る。[25]この中に明治一五年「官報発行の建議」がある。月日は明らかでないが、新聞紙条例改正（14・4・16）按の呈陳を予告しているところから三月頃とみてよかろう。この建議の全文は『山県有朋意見書』に収められているから、要旨のみを述べると、

(1)当時の自由民権論が「概ネ慷慨激烈ヲ主トシテ政府ヲ攻訐シ朝廷ヲ非毀スルヲ務メ」る「新紙雑報」の論調に影響せられたものと見ていること、

(2)従来政府が「垂拱ヲ主トシテ予メ之カ誘導ヲ為ス事」をおこたったために、「無知ノ民」が「相率キテ不逞ノ徒トナル」現況をひきおこしたのであり、これを「匡済」しなければ、「邪説」はいっそう盛となり「禍ヲ醸シ変ヲ致シ決裂ノ勢ヲナス」ことが憂慮されるとする。

(3)この「匡済」には、「政府ハ宜シク其主義ト旨趣トヲ発露シテ広ク之ヲ衆ニ示」す方策をとるべきとし、それには「官報」、すなわち「政府公然新紙ヲ発行シ其主義政道ヲ明ニスルモノ」を経とし、「私報」、すなわち「政府陰カニ私社ヲ助ケテ新紙ヲ発行セシメ私報ヲ以テ輿論ヲ争フモノ」を緯とし、官報・私報の二本建の新聞政策をとっている（これは、前述の大隈参議建議の『法令公布日誌』が紙面において「毎号之ヲ官報ト私報ノ二部ニ区分ス」としていたのに比べ、それぞれが独立の新聞となっているわけで、世論の激化に対する認識がよりシリアスになったことを示している）。

(4)「官報」について、その紙面には、「一切ノ政令論達等ヲ載セ」るとするのは、『法令公布日誌』と共通するが、「並ニ法律ノ理由作用ヲ詳説シ其他国事ニ関シテ政府カ普ク人民ニ知ラシメント欲スル所ノモノヲ掲ク」とし、「又世上ノ諸新聞ニ誤謬ヲ伝フルモノアレハ之ヲ更正シ其他内外ノ政略ニ関シテ政府ノ意向ヲ啓示スルヲ善トス」としているのは、「官報ハ唯タ政道主

Hosei University Repository

義ヲ明ニスルヲ要ス社説ノ類ヲ載セ之ヲ以テ討論ノ筆ヲ弄スルノ場トナスヘカラス」という限界を置いてはいるが、「法律頒布ノ方法ヲ改良スル」ことを第一義とした『法令公布日誌』に対し、自由民権論に対決する政府の政治姿勢を明示する意図があらわに出ている。

(5)新聞紙発行に保証金を徴するなど、現行新聞紙条例（8・6・28太政官布告一一一号）の改正を予定している。

(6)大隈の『法令公布日誌』について、「其意略ホ官報ニ類ス」としながらも、「載スル所政令法律ニ止リ未タ進ンテ政府ノ主義ヲ発揚シ世道人心ヲ匡済誘導スルニ足ラス」と批評シ、「既ニ裁決ヲ得」ているが、これを「罷メ改メテ本按ノ官報ヲ発行」することを建議している。

このことから、山県の『官報』は、大隈の『法令公布日誌』を廃案とし、これに代るものとして提案されていることがはっきりする。

三、右の文中に「別ニ具上ス」と述べた「官報発行方法」は、『意見書』に収録されていないが、要旨はつぎのとおりである。

(1)官報の発行のため太政官内に一局＝官報局を新設し、印行は印刷局または太政官印刷所においてする。

(2)官報は日刊で、廉価であること。

(3)旧来の「布告達類出ル毎ニ印刷シテ之ヲ四方に頒ツノ煩ナク、兼テ其費ヲ省クニ足ル」という法令頒布の効率化があるにしても、官報刷行費とて「毎月之ニ若干金ヲ配与」する必要があること。

(4)官報紙面の体裁について、公報の第一・二・三欄、ならびに広告欄などを記し、

つづいて、私報に及び、これは「体裁結構毫モ尋常新聞紙ト異ナルナシ」としながら「但シ官報ノ旨意ヲ承ケテ輿論ヲ争ヒ政府ノ主義ヲ表彰シテ人心ヲ喚醒シ政府ヲ助ケテ禍乱ヲ未萌ニ消スル等ノ任」があるので「政府ノ資済〔筆者註、たすけすくう〕ヲ要ス」といい、「目下此類ノ新聞ニハ東京大阪二府ニ於テ」つぎの新聞があると述べている。

日報＝東京日々　福地源一郎　一五年三月一日
東洋＝東洋新報　水野寅治郎　『東京曙新聞』改題
明治＝明治日報　丸山作楽　一四年七月一日創刊
大東＝大東日報　西川甫・羽田恭輔　一五年四月四日創刊

（傍点部分が本文の記事）

そして、これらが勢力微弱で「輿論ヲ争ヒ人心ヲ匡正スルニ足ラス」、これは新聞記者に人を得ないと同時に、「官報局未タ設置ニ至ラス此等私報ヲシテ政府ノ機関タルノ実ヲ挙クル能ハサラシムルニ因ル」と述べている。

ちなみに、ここにあげられている「私報」に属する四紙の創刊月日からみて、この「官報発行方法」の起草は一五年四月以後と推定できる。

四、右の「官報発行方法」は、内閣文庫所蔵『自明治十五年至同十六年公文別録、太政官二』の冒頭にある「参議山県有朋建議官報発行ノ件」によったのであるが、この文書には、明治一五年一一月一日の

Hosei University Repository

官報発行之事
右回議ニ供ス

という回議書（貼紙「第一伺」）を冒頭におき、これにつづいて参照書として、「政府新聞発行ニ関スル問答」（一五年四月四日付）、および

英国重要ナル新聞紙ノ形状
仏国官舎新聞紙ノ形状
独国半官新聞ノ疑問ニ付、ラトゲン氏ノ答書
米国新聞紙ノ形状〔ジョードン〕

を置き、つづいて「官報発行ノ件」として、太政官に官報局を設置すること、官報局の職務、会計などの大綱を述べ、さらに布告案・達案・印刷費用見積などを付している。

官制としては、とりあえず太政官中に一局が設けられ、準備に着手したのが、明治一五年二月二九日であり、官報発行の骨子ができあがったのが、右のように一一月一日であった。

そして、翌一六年五月一〇日、官報発行のことが太政官達第二二号をもって示達され、準備が完了するに至ったのである。実際に第一号が発行されたのは七月二日であった。所管の部局として当初案の官報局は文書局と名を変えて発足した。

五、井上毅の官報新聞発行意見

一、一六年五月一〇日、初代文書局長となり『官報』創刊にあたった平田東助[26]は、その発行決行は井上毅の尽力によるところが多い、と述懐している。

二、井上の官報新聞発行意見は[27]、主文のほか参考、参照の文献とともに『井上毅伝史料編第一』に収録されているので、今は主文の「官報新聞之件」の要旨を紹介するにとどめたい。

内閣に「官報新聞ヲ検査シ、法律公布及諸般ノ公告ヲ発付シ、官報新聞ノ会計ヲ監察スル」新聞掛を設置し、実質的に参事院の傘下におく。この新聞は官報新聞社を設立して発行させるもので、財政的に新聞掛が援助を与える。したがって、新聞社長以下の主要人事権は政府が持つ。

紙面の構成は、官報欄、正誤欄のほかに、社説・雑報・公告を置く。

この社説は、新聞掛の検査をえた上で新聞社の責任において「務メテ政府ノ主義ヲ弁護シ、法律規則ノ理由ヲ説明シ、輿論ノ方響ヲ指導スルヲ要ス」とされ、世論操作を目あてとしている。（この点では山県案に近い）

また「法律公布ノ事」については、官報新聞社への下付に限るとし、さきの『法令公布日誌』が所期した官令布達の到達主義によりながら、施行にいたる期日の大幅の短縮をねらっており、新設されたばかりの参事院議官らしい意気込みを表わしている。

「官報新聞ニ与フル特別利益」として、議事の傍聴はこの新聞に限り、また人民の公告をまた人民の公告をなす者はこの新聞への掲載をもって、裁判上の公正な証拠とすることなどを盛っており、優秀な法制官僚らしい所見となっている。

三、時期的に一四年一一―一二月ころの起草とみられるこの意見は、伊藤初代参事院議長あてのものと思われ、大隈・山県の建議

Hosei University Repository

と比べ、中間的性格をもっている。

六、日報社の福地源一郎の誤算

一、『官報』は最終的には文書局で編集し、印刷局で印刷し、駅逓局が発売にあたることになったが、右の準備期間において数次の変更があった。この変更によって、日報社の福地源一郎は当初の目論見とは大いに異なる結果を得たのである。[28]

二、明治一五年一二月、命令案

この段階では、福地の日報社は「印刷及配達・発送、其他公令頒布定数ノ外発売及広告幷ニ其代価取立等ノ庶務一切」を担当（第二条）することになっていた。編集以外の一切の業務を請負うわけである。右のうち、印刷用務は一六年から二〇年まで満五カ年の期限とし（第一条）、印刷代金は毎月末支払い（第三条）、日報社が発売した代価及広告料は、年二回、六月・一二月に官報局に納める（第六条）、という福地にとって有利な条件となっている。

印刷代金は一部につき壱銭五厘（第二条）を条件とされているが、「参照」の貼紙がある「日々三万枚刷出ノ見込ヲ以テ計算セシ日報社ノ積書」（恐らくは福地の文字か）には、「若シ六ケ月一ケ年割引法不相用ゆハ、一銭五厘にて配達発送等ニ至ル迄都テ一切日報社ニテ御引受可申上候事、但尋常新聞紙ノ類トモ相異リ候得ハ割引無之方可然奉存候」とあり、印刷所を新規に太政官の近くに建築するときは数ケ月を要し、入費もかさむから、やはり日報社へ委任の方がよかろう、と言い、つづいて草稿の下付時限や相互の連絡等々まで細部にわたり希望を述べている。さいごに、

「増建築并ニ器械買増等都て自力ヲ以テ相弁シ決テ拝借金等不仕候間、兼テ年限御取極被下度」

と述べ、一六年から二二年迄の七カ年、もしくは二〇年までの五カ年の期間の契約をしてもらえれば、「建築カ増入費之分タケ御償被下候ハヽ、夫ニテ宜敷」いといい、一二月一〇日までに約定書、または命令書をもらえたら一六年一月政事始から「官報日誌」発行の運びになるよう請け合うと意気込んでいる。

三、明治一六年一月一二日官報印刷幷配達売捌ノ件ニ付、印刷局及日報社へ命令案

この段階では、印刷は印刷局でおこなうことになった。これは、いちど日報社へ印刷御用を命じることが「内閣ニ於テ御評決ノ上同社トノ約定按等御裁決相成居候処、印刷局ヨリ申立ノ趣有之、更ニ同局へ右印刷用御委付可相成事ニ御決定相成」と、印刷局へ命令按伺に述べられているように、日報社への印刷委任に反対の申立が印刷局からあったため変更されたのである。

これについて「官報沿革小史」（『官報』七十五年記念号所収）によると、印刷局長代理　権大書記官一川研三から松方大蔵卿あて上申書が出され、その中で、

「当局（印刷局）職制ノ儀ハ紙幣、公債証書、印紙、切手類ヲ製造シ、之カ贋造予防ヲ負担シ及ヒ布告、布達類印刷ノ事ヲ掌管スル所ニシテ機密文書ノ漏洩ヲ禁止スルヲ担当」

してきた。このたび日報社へ官報印刷を下命するのは「当局ノ職

Hosei University Repository

制ニ抵触スルノミナラス、政府ノ印刷局タル名実相タタス不都合」だから一切印刷局へ委任するようその筋へ建議してほしい、と述べている。

なお、右の印刷局への命令按伺では、小松原ら担当官としてはこの変更には俄かに賛同し難かったようで、

「日報社ハ一ノ商業ニ候得ハ之ヲ制御スルコト甚タ容易ク督責其他処分上敢テ面倒ノ患無之候得共、印刷局ニ至テハ然ラズ、互ニ官省内ノ一局タリ、故ニ往々或ハ抗争確執ヲ出シ之カ為メ万一官報ノ刷行上不都合来シ候様ノ儀有之候テハ」

と懸念し、

「殊ニ官報御発行ノ挙ハ政略上甚タ重要ノ関係モ有之候ニ付、自然不都合ノ事有之候テハ」

と心配している。以下、一六年一月付で、印刷局へ命令按一四条と日報社へ配達受負官報売捌命令案一二条が付してある。これにより日報社は、配達発送手数料一部五厘（一万部以上低減）、売捌代金二銭（原価一銭五厘の割合）の条件で七カ年契約で請負うことになった。ところがその上にまた変更が行なわれた。

四、明治一六年五月七日

官報発行ノ件ニ付駅逓局及印刷局ヘ命令之事

この文書は、文書局長平田東助、駅逓官野村靖の両名の起案にかかり、左右大臣ならびに主管参議山県が押印している。これにより官報は、一部郵便税五厘とし、「郵便税納済」と捺印して帯封により郵送できることになっている。なお、原価二銭、手数料五厘、売捌三銭（前金）と決められた。（六月三〇日付でさらに改正し、手数料はなくし、代金三銭の内一銭を郵税にあてることとなった。）

右の三段階を経て、当初の日報社への委任が印刷＋発送・売捌であったのが、印刷がなくなり、さいごには発送・売捌も消失し、福地があてにしていたものは皆無に帰したのである。

五、福地の新聞事業は慶応四年四月発刊の『江湖新聞』から始まるが、明治七年『東京日日新聞』に入社して主筆（九年以降社長となる）となった。福地が入社したころから、この新聞は「太政官記事御用」の七字をかかげた。これは福地によれば、当時政府に官報がなかったので政府に乞うてかかげたもので、太政官布告や達など太政官が公にすべき事項をこの新聞にかかげるという意味であった。福地は、長州閥の木戸・伊藤・井上馨らに親近していた。

したがって、大隈参議建議の『法令公布日誌』にも、当然その発兌を委嘱されるものと期待したであろうが、福地ではなく、福沢や島が大隈や伊藤から交渉をうけたときは、憤慨したと思われる。明治一四年の開拓使官有物払下事件に関し、各新聞がこぞって藩閥政府攻撃の声をあげたとき『東京日日』もこれ反対した（八月一〇日社説「開拓使ノ処置ヲ論ズ」）のは、『東京横浜毎日新聞』『郵便報知新聞』に比べると二週間もおくれているにせよ、政府系新聞とみなされていただけに、注目に値いするものであった。

政変後、伊藤中心の藩閥、とくに長閥が強い政権が成立するや、福地はいち早く伊藤・井上・山県らに接近し、国定、とくに

Hosei University Repository

欽定憲法論を主張するとともに、一四年一二月、日報社の組織を改めて、合資会社から株式会社（資本金七万円）とし、「実著なる漸進主義を確持し、世論の風潮を顧みずして往進する」（『新聞紙実歴』）ことを株主会で決議した。

この改革は、『東京日日新聞』をあげて政府の機関としたもので、このとき、政府は買収のため一〇万円を投じたと伝えられ、諸新聞でもそのことを論難された。その後も月々千円近い補助金を得ていたらしい。[29]

福地はさらに、一五年三月一八日、立憲帝政党を組織し、二一日新富座で第一回の演説会を開き、一〇月一二日京都で大会を開いた。このことについて、福地は

既に急進論民主説を敵として新聞紙文壇に争ふ以上は、敵にして演説せば我も亦演説すべし、政党を組織せば我も亦政党を組織すべし、我主義の為には一歩を譲る所あるべからず

と考えて、自由党・改進党に対抗して立党したと述べている。このさい福地は、明治日報の丸山作楽、東洋新報の水野寅次郎、大坂の大東日報の西川甫・羽田恭輔と謀った。これらは、「共に政府に縁あり」、東京・大阪と相呼応して新聞を発兌した同主義のものであった、と福地は述べている。

かれらは、前述した山県有朋建議の付随書類「官報発行方法」において、「官報ノ旨意ヲ承ケテ輿論ヲ争ヒ政府ノ主義ヲ表彰シ人心ヲ喚醒シ政府ヲ助ケテ禍乱ヲ未萌ニ消スル等ノ任」をもつ「私報」新聞として、東京日日とともに挙げられているものである。

しかし、この帝政党立党の挙は、政府からは喜ばれず、「内閣は政党の外に超然たる者なれば、足下等の政党組織は政府の意に非ず、但速に解散するを是なりとす」[20]との内意を伝えられ、ついに一六年九月に解散した。

福地が主筆をした『東京日日』が不振となったのも、この帝政党の忽起忽仆に原因する。これは内閣の意向を察せずして軽忽に事を挙げたためであると福地は反省している。

ところで、主題の「官報」創刊について福地が記している所によると福地は「東京日々新聞を以て内閣の機関となし、余が筆を以て其利用に供せん」と切望したが、政府はこれを不必要としていた。その後、政府はにわかに官報発行の議を内決した。福地は、このことを「傳聞」して大いに驚き、直ちに内閣諸公に謁して、官報が必要なのであれば、東京日々新聞を官報としてほしい、と切論した。政府はこれを納れずして、みずから別に官報局を設け、義務購求の法を令したために、東京日々新聞は、従来官公の公文を載せることによって得た「数千の得意」を官報に奪い去られ、発行高を減殺された。

福地は官報創刊による右の「厄難」を予知したので、一歩退いて、せめて印刷と売捌とを一切日報社に委托せられよ、その得益をもって発行減殺の損耗を補償したいと懇願し、その予約も整うた。ところが政府はこの予約を廃して印刷局に托し、売捌のこともみずから行なうことになった。政府は、官報を以て「其必要なる味方を窘めて気勢を挫か」せたのであると、福地は歎いている。

Hosei University Repository

このあたりの福地の対政府工作の挫折は既に詳述したとおりで、福地としては終生の恨事であった。

むすびにかえて

一、大隈参議の『法令公布日誌』創定の建議は明治一三年四月二二日裁可された。他方、一三年三月、愛国社第四回大会は国会期成同盟に改組し、四月一九日、片岡健吉・河野広中らを代表とし、国会開設請願書を提出したが受理されなかった。政府は集会条例（四月五日）をもって対応したが、国会開設請願運動は全国民的な高まりをなしていった。

また大隈が第二次の裁可をえた一四年三月二二日のすぐ前の三月一八日、フランス帰りの華族西園寺公望を社長とし、中江兆民らを編集者とする『東洋自由新聞』が発刊された。驚いた岩倉は天皇の内勅を伝えて西園寺に退社させ、同紙は四月三〇日廃刊となった。

これら同時代史的な事件を含めて、主題を肉づけする作業は今後にまちたい。

二、『法令公布日誌』と『官報』には、大隈と山県との時代認識や政治感覚の相違が建議の段階では明確であった。しかし、刊行された『官報』じしんは、山県の初志と異なり内容的に政府側の解説や主張ぬきのものとなっている。それは法制官僚や外国人顧問らの勧告によって、民権者側の攻撃を避けた措置であった。

三、新聞人としての福沢の成功と、福地の失敗は明確なコントラストをなした。福沢が一四年政変から「独立不羈」という名で新聞の独立性・中立性の価値を学びえたところにその勝因があった。

註

（1）一四年政変については、
大久保利謙「明治一四年の政変」（明治史研究叢書第一集『明治政権の確立過程』所収）御茶の水書房、一九五四年初版、七七年改装四二―四三ページの解説。
梅溪昇「明治一四年の政変と佐々木高行」（『明治前期政治史の研究』所収）未来社、三四四ページ
などの参考文献解題をみよ。

（2）政府新聞については、
『内閣制度七十年史』総理府、昭30、二二六―三一ページ
官報課編「官報沿革小史」（『官報』七五年記念）
加藤房蔵『伯爵平田東助伝』、昭2
渡辺盛衛編『得能良介君伝』大10　など。

（3）長尾政憲「福沢屋諭吉」の生成過程について（『法政史学』二五号）昭48
同上『福沢屋諭吉』の発展、転換過程（同上　二六号）昭49　など

（4）西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』、至文堂、昭36　二三―四ページ
春原昭彦『日本新聞通史』、現代ジャーナリズム出版会昭44　五六―五七ページ

（5）『福沢諭吉全集』（以下『全集』と略す）巻一七、四七一―四八〇ページ、四八二―四八三ページ

（6）石河幹明『福沢諭吉伝』（以下『伝』と略す）第三巻、四五―五一ページ

（7）日本経営史研究所編『中上川彦次郎伝記資料』、東洋経

Hosei University Repository

済新報社、昭44　三七―三九ページ、小泉信吉と英国留学に赴いた中上川は滞在中の井上に知られ、帰国後参議兼工部卿となった井上に抜擢され、井上が外務卿に転じると外務省公信局長となった。

(8) 伊藤正雄『福沢諭吉論考』、吉川弘文館、昭44、四八六―四八七ページ

(9) 『伝』第二巻、六五五―六八八、七二六―七六三ページ

(10) 『大隈侯八十五年史』第一巻（原書房版）、七〇八―九ページ　小栗又一『龍渓矢野文雄君伝』（春陽堂、昭5）

(11) 『全集』巻一七、三一六―七ページ　香川眞一宛、明治一二、五、八書簡

(12) 『全集』一七巻、四七五ページ

(13) 『大隈重信関係文書』第四（東大出版会　昭9、昭45復刻）二六〇―四ページ　島惟精書翰「大隈重信宛」明治一四、四、一九　なお島惟精については、略伝が『大分県偉人伝』ならびに『人物叢伝』にある（この項、高原三郎氏の示教による）豊後府内藩出身、明治六年以来岩手県令　なお『伊藤博文秘録』の「明治初年新聞操縦の苦心」によると、「官報新設」に入費概算として三万円があがってある。

(14) 『全集』巻一七、四五三ページ、小泉信吉、日原昌造宛、明治一四・六・一七書簡

(15) 『全集』巻一七、四六七―九ページ、大隈重信宛、明治一四、一〇、一書簡

(16) 『岩倉公実記』下（原書房版、昭43復刻）六五六―六九八ページ

(17) 『伊藤博文伝』中（原書房版、昭45復刻）一九一―二、二〇三ページ　に各参議や岩倉の憲法意見が載っている。

(18) 『伊藤博文伝』中、二〇六―八ページ　七月八日有栖川宮が親しく訪問、慰諭したのでそれまで行掛りを捨て出仕することに決めた。

(19) 井上毅の一四年政変における暗躍については大久保利謙の前掲論文が詳しい。

(20) 高橋誠一郎『福沢先生伝』　田中惣五郎『岩崎弥太郎』（千倉書房、昭15）

(21) 渡辺幾治郎『大隈重信』（同刊行会、昭27）一三四―一四一ページ　大隈陰謀説が黒田から出たとはしていないが、信じて大隈排撃に万策を講じたとみている。

(22) 前掲『中上川彦次郎伝記資料』一二五―六ページ、本山彦一宛、明治二〇・一・一

(23) 『伝』第三巻、一二七―一三四ページ

(24) 山本武利『新聞と民衆』（紀伊国屋書店、昭48）二八―三四ページ

(25) 山中永之佑『日本近代国家の形成と官僚制』（弘文堂、昭49）一八九―二八八ページ

(26) 『山県有朋意見書』「官報発行の建議」一二六―八ページ　前掲『伯爵平田東助伝』三七三ページ「経歴談」「官報沿革小史」所引の平田東助の官報草案は、時期を明らかにしていないが山県の『意見書』の趣旨と酷似しており、ドイツ留学の新知識を生かして法制部事務取扱専任、翻訳課長として草案執筆にあたったものらしい。

(27) 『井上毅伝　史料編第一』（国学院大学図書館　昭41）二五六―二六四ページ

Hosei University Repository

(28) この項、前掲「国立公文書館所蔵公文別録　太政官二」による。その中に日報社見積（一枚の実費一銭一厘五毛）と印刷局見積（一枚二銭）がある。両者を比較し、日報社が選ばれたようである。（但し部数は一日二万枚）。戸長役場への配付が取止めとなり五千枚となった計算書もある。この数字は『法令公布日誌』命令書案と同数に逆戻りしている。

(29) 西田長寿、前掲書一〇六ページ

(30) 福地源一郎「新聞紙実歴」（明治二七年）、明治文化全集第一七巻『新聞篇』所収（日本評論社、昭3）一五―一八、一九―二一ページ
福地の誤算については、当時明治憲法体制成立への動きとしての官僚制が形成過程であること、それにともない維新以来の藩閥政治家へのコネ依存にも一定の限界が生じたこと、を考える必要があろう。新聞の編集機構としても、新設の文書局職員の新鋭スタッフをみれば、福地の時代は終わりつつあることを感じさせる。

(13) 補注　渡辺幾治郎、前掲書は福沢への交渉以前に島へ交渉があったとみている。

(16) 補注　三宅雪嶺『同時代史』二（岩波書店、昭25）の薩長肥参議の比較は有益。なお稲田正次『明治憲法成立史』一（岩波書店、昭45）　大久保利謙『明治憲法の出来るまで』（至文堂、昭31）参看。

（おわりに）本稿は五三年一月一〇日報告の安岡ゼミ、明治一五年山県参議「官報発行の建議」について、を発展させたものである。それ以来変わらざる安岡教授のご指導と史料閲覧に協力して下さった印刷局記念館・国立公文書館の各位に謝意を表します。
（五七・一〇・一〇）